

「障害の程度にかかわらず、全ての人が普通に暮らしている」

障害者総合支援法89条の三
(協議会設置の義務)

障害者総合支援法第88条
(計画の策定及び変更の際に協議会意見を聴く)

柏原市自立支援協議会

柏原市障害者計画等策定委員会

報告・提言・評価

報告・提案

全体会議 (年2回程度)

構成	柏原市障害者自立支援協議会設置要綱第3条に規定する委員で組織。
内容	専門部会や定例会で協議された内容についての報告を受け承認や提言等を行う。

承認・依頼・評価
報告・提案
助言

定例会 (年2回程度)

構成	原則、柏原市障害者自立支援協議会設置要綱第3条に規定する委員組織の実務者で構成するが、課題別に流動的に事務局が招集することができる。
内容	専門部会などから出された地域課題について、多種多様な地域の関係者の意見を聴き、課題を検討する。

事務局会議 (1か月1回)

- 【構成】
- ・ 柏原市障害福祉課
 - ・ 基幹相談支援センター (権利擁護サポートセンター含む)
 - ・ 障害者一般相談支援事業所
 - ・ 障害児相談支援事業所

【目的・内容】

- ・ 各専門部会で明らかになった課題を共有及び優先順位を含め調整し、定例会の助言を踏まえて、全体会議での検討事項を整理する。

- ・ 個別困難事例を通じて地域課題を整理し、課題解決のための専門部会や作業ワーキングの設置について検討、提案する。

- ・ 全体会議、定例会議の運営のスケジュールの作成及び進行管理。

相談部会

協議内容：
・ 事例検討と通じた地域課題の抽出
・ 権利擁護

【構成】
柏原市障害福祉課、基幹相談支援センター、計画相談支援事業所等
【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場】
上記構成メンバー + 柏原市健康づくり課、藤井寺保健所、精神科医療機関等

就労部会

協議内容：
・ 就労ニーズへの支援
・ 雇用と福祉の連携強化

【構成】
柏原市障害福祉課、計画相談支援事業所、就労系障害福祉サービス事業所、地域就労支援センター、ハローワーク、就労・生活支援センター等

子ども部会

協議内容：
・ 療育拠点や成人期支援の強化
・ 相談窓口整備

【構成】
柏原市障害福祉課、子育て支援課、こども家庭安心課、支援学校、教育委員会、子ども家庭センター、計画相談支援事業所、障害児福祉サービス事業所
【医療的ケア児に対する協議の場】
上記構成メンバー + 藤井寺保健所、市内医療機関

くらし部会

協議内容：
・ 社会参加や日中活動・イベント
・ 幅広く暮らしを支える支援

【構成】
柏原市障害福祉課、計画相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等